

事務連絡  
令和7年3月14日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課  
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

供給が著しく困難で十分償還されていない特定保険医療材料  
に対する学会からの意見について(周知)

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

供給が著しく困難で十分償還されていない特定保険医療材料に係る機能区分の基準材料価格の改定方法については、「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」(令和6年2月14日保発0214第3号)において定められております。

対象となる機能区分の選定基準の一つとして、「イ 保険医療上の必要性が特に高いこと。(関係学会から医療上の必要性の観点からの継続供給要請があるもの等。)」があります。

貴団体におかれましては、製造販売業者から上記に係る相談を受け、貴団体として医療上の必要性があると判断された場合には、当該製造販売業者を通じて厚生労働省宛てに要望書を提出していただきますようお願いいたします。なお、要望書については、別紙の参考様式を適宜ご参照ください。

## 関係団体一覧

一般社団法人内科系学会社会保険連合

一般社団法人外科系学会社会保険委員会連合

日本歯科医学会

(別紙：参考様式)  
令和7年●月●日

厚生労働大臣 殿

●●●●学会  
理事長 ●● ●●

●●●●学会  
理事長 ●● ●●

「●●●●●●」の供給継続に係る要望書（例）

◆ 要望の概要

【製造販売業者名】の供給する【製品名・機能区分名】について、供給継続を要望する旨。

◆ 当該製品・機能区分について

当該製品の特徴、他製品との差異、臨床上の位置づけ（ガイドラインや適正使用指針上の記載等を含む）、代替となる製品や治療方法がないこと等。

◆ 供給が停止した場合の影響について

当該製品の供給停止により、必要な医療の提供が困難となるため、臨床現場への供給継続が可能となるよう必要な措置を講ずることを要望する旨。

## 安定供給確保のための対応

### 不採算の機能区分の償還価格の見直し

- 十分に償還されていないため、供給が著しく困難となっている特定保険医療材料について、原価計算方式により償還価格の見直しを行う。

＜保険償還価格が著しく低いために供給が著しく困難となる特定保険医療材料に係る機能区分の基準材料価格の見直しの要件＞

ア 代替するものがないこと。

イ 保険医療上の必要性が特に高いこと。（関係学会から医療上の必要性の観点から継続供給要請があるもの等。）

ウ 継続的な安定供給に際して材料価格が著しく低いこと。（保険償還価格と市場実勢価格の乖離率が大きい場合等を除く。）

	平成30年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
償還価格の見直しを行う機能区分数	9区分	4区分	8区分	34区分

（対応を行う機能区分の例）

	現行の償還価格	新償還価格
133 血管内手術用カテーテル (6) オクリュージョンカテーテル ① 標準型	18,400円	18,400円
② <u>上大静脈止血対応型（細分化により新設）</u>	（新設）	<u>38,100円</u>
057 人工股関節用材料 (1) 骨盤側材料 ⑤ デュアルモビリティ化ライナー	57,800円	<u>106,000円</u>
086 脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード (2) アダプター	35,400円	<u>114,000円</u>